様式第３号

飼育動物診療施設届出事項変更届

年　　　月　　　日

　県央家畜保健衛生所長　殿

　　　　　　 　　　　 開設者　住所　〒

　　　　 　　　　　　　　　　 　氏名

　　　　　　　　　　　（法人にあってはその名称、代表者の役職氏名及び代表者）

　獣医療法第３条の規定により、診療施設関係届出事項の変更を、次のとおり届出ます。

１　診療施設の名称及び開設場所

名　　称

開設場所

２　変更年月日　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

３　変更事項

新

旧

注意事項

　この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後１０日以内に行ってください。

届出の必要な主な変更事項は次のとおりです

１　開設者の住所、２　診療施設の名称、３　住居表示の変更、４　管理者の氏名・住所、５　診療業務の種類、

６　診療施設の構造設備、７　診療業務を行う獣医師、８　エックス線診療に従事する獣医師、９　エックス線装置関係

（１）エックス線装置の変更、（２）エックス線診療室の構造設備